

士別市消費者被害防止！出前講座

劇団「さくら」の寸劇が好評です！

～無料で講師を派遣します～

悪質商法の手口、契約の重要性、訪問販売のトラブル事例など、被害にあわないための方法、被害にあったときの対策等を、消費生活相談員や士別消費者協会が講話や寸劇でわかりやすく説明します。

- 対象 各種住民団体・グループなど
- 内容 ○悪質商法による被害の実態と対処法（地域の見守り等）
○悪質商法の寸劇（劇団さくら：士別消費者協会）
 - ・訪問販売（新聞・健康器具・布団の次々販売・老眼鏡：地域の見守り編）
 - ・点検商法（床下・布団・浄水器・住宅用火災警報器・排水管・外壁修理）
 - ・催眠商法・買い取り（貴金属・衣類）など
 - ・電話勧誘販売（健康食品、海産物などの送りつけ商法・光回線）
 - ・通信販売（開運商法・テレビショッピング）
 - ・名義貸し詐欺・還付金詐欺・キャッシュカードを奪い取る詐欺 等

■実施期間：2025年4月1日～2026年3月31日

■受付期間：2025年4月1日～2026年2月27日

■申込方法：別紙申し込み用紙に記入し下記事務局へ

【事務局】士別地区広域消費生活センター(士別市役所暮らし安全課内)

■担当：担当：佐々木・真田

■電話：直通 (0165) 23-3820・FAX (0165) 23-4790

★会場は、申込み団体でご用意下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

